5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　研究機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　研究機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他研究機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　研究機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　研究機構に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定により農林水産大臣及び財務大臣（第二号に掲げる法令にあっては、農林水産大臣）に提出する書類とする。

一　研究機構法

二　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）

三　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号。第二十二条において「施行令」という。）

本則に次の二条を加える。

（内部組織）

第二十三条　研究機構に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号の主務省令で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として農林水産大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二十四条　研究機構に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣が定めるものとする。

（国立研究開発法人水産総合研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人水産総合研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条中「国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」に改める。

第二条第一項、第二項第一号、第四項及び第五項第二号から第四号までの規定中「センター」を「機構」に改める。

第三条中「センターに」を「機構に」に、「国立研究開発法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法」に、「「センター法」を「「機構法」に改める。

第四条中「センターに」を「機構に」に改め、同条第一号中「センター法第十一条第一項第二号」を「機構法第十二条第一項第一号」に改め、「総合的な」を削り、同条第二号中「センター法第十一条第一項第二号」を「機構法第十二条第一項第二号」に改め、同条第三号中「センター法第十一条第一項第三号」を「機構法第十二条第一項第三号」に改め、同条第四号中「センター法第十一条第一項第四号」を「機構法第十二条第一項第四号」に改め、同条第十一号中「センター」を「機構」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「センター法第十一条第四項」を「機構法第十二条第四項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「センター法第十一条第二項第三号」を「機構法第十二条第二項第三号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「センター法第十一条第二項第二号」を「機構法第十二条第二項第二号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「センター法第十一条第二項第一号」を「機構法第十二条第二項第一号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　機構法第十二条第一項第五号に規定する学理及び技術の教授に関する事項

第五条、第六条、第七条第二項、第八条及び第九条中「センター」を「機構」に改める。

第十条第一項中「センター法第十二条」を「機構法第十三条」に改め、同条第二項中「センター法第十二条」を「機構法第十三条」に、「センターの」を「機構の」に改める。

第十一条第一項中「センター」を「機構」に改める。

第十二条第一項中「センターは、センター法第十三条」を「機構は、機構法第十四条」に、「試験研究・技術開発勘定」を「研究・教育勘定」に改め、同条第二項中「センターは、センター法第十三条」を「機構は、機構法第十四条」に改める。

第十三条第一項、第十四条から第十六条までの規定、第十七条第一項、第二項第一号及び第三項、第十八条、第十九条第二項第一号及び第三項第二号、第二十条から第二十三条までの規定、第二十四条第一項並びに第二十五条中「センター」を「機構」に改める。

（独立行政法人種苗管理センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令等の廃止）

第三条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　独立行政法人種苗管理センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十四号）

二　独立行政法人水産大学校の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十一号）

三　国立研究開発法人農業生物資源研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十三号）

四　国立研究開発法人農業環境技術研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十四号）

（輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　輸出水産業の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二まぐろ類缶詰の項基準の欄第一号中「独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）による独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構」に、「水産大学校又は」を「水産大学校」に、「水産大学校（」を「水産大学校又は独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）による独立行政法人水産大学校（」に改める。